

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険制度は、高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、介護保険法に基づき、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく社会保険制度である。</p> <p>【被保険者】 第1号被保険者(65歳以上のかた) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満で医療保険に加入しているかた)</p> <p>【保険料】 第1号被保険者 所得に応じて算定された保険料を特別徴収又は普通徴収の方法により徴収する。 第2号被保険者 加入している医療保険から一括で納付される。</p> <p>【サービスの利用】 ① 介護保険 申請により介護認定を受け、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づきサービスを利用する。利用料の1割、2割又は3割を利用者が負担し、利用者負担額を除いた額が保険給付として国保連合会を通じてサービス事業者へ支払われる。 ② 総合事業 基本チェックリストを実施し、事業対象者となったら、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づき、事業サービスを利用する。利用料の1割、2割又は3割を利用者が負担し、利用者負担額を除いた額が保険給付として国保連合会を通じてサービス事業者へ支払われる。(利用は、第1号被保険者のみ)</p> <p>保険者である岡崎市が行う事務は次のとおりであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条のとおり、事務全般を通じて特定個人情報を使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 資格管理 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢到達や転入による資格の取得、死亡や転出等による資格喪失、住所地特例対象者の管理など被保険者の資格管理を行う。 ・被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ・申請書を申請管理システムでの受理。 保険料の賦課徴収 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の所得情報に基づき保険料を賦課し、納入通知書を作成し、送付する。 ・年金保険者から特別徴収又は被保険者から普通徴収により、保険料を徴収する。 ・保険料の滞納処分及び不能欠損に関する事務を処理する。 ・保険料の減免を行う。 要介護認定 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者から要介護認定に係る申請(新規、更新、変更)を受付する。 ・要介護認定に係る調査を実施する。 ・要介護認定に係る主治医意見書の作成を依頼し、受理をする。 ・認定審査会を開催する。 ・要介護認定結果を通知し、認定情報を管理する。 ・申請書を申請管理システムでの受理。 保険給付 <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス費、介護予防サービス費の現物給付を行う。 ・申請書の申請管理システムでの受理。 ・福祉用具購入・住宅改修など償還払いの申請書の受付、審査、支給決定、支払等の事務を行う。 ・特定入所者介護サービス費に係る認定申請の受付、審査、認定証の交付等を行う。 ・高額介護サービス費に係る申請書の受付、審査、支給決定、支払等の事務を行う。 ・負担割合の判定、負担割合証の交付等の事務を行う。 ・保険料滞納者に対して給付制限(給付額の減額、支払一時差止め、支払方法の変更)を行う。 ・利用者負担額の減免及び給付等を行う。 総合事業 <ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリスト実施情報の管理を行う。 ・他市町村総合事業対象者(住所地特例者)情報の管理を行う。 ・介護保険の保険給付に準じた事務を行う。

③システムの名称	介護保険システム 収納システム 滞納システム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 保険者専用ネットワークシステム(介護保険保険者支援システム) 要介護認定結果送信システム 課税資料イメージ管理システム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 介護保険情報ファイル 2 収納情報ファイル 3 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の68項 2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1(個人番号利用事務表)第3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の93、94の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 【4__介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報】 【33__国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【34__健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【36__高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【37__障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報】 【44__船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】 【46__精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報】 【47__感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報】 【50__医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報】 【83__難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

岡崎市 福祉部 介護保険課
〒444-8601
愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
0564-23-6647

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

岡崎市 福祉部 介護保険課
〒444-8601
愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
0564-23-6647

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	【サービスの利用】 申請により介護認定を受け、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づきサービスを利用する。利用料の1割又は2割を利用者が負担し、利用者負担額を除いた額が保険給付として国保連合会を通じてサービス事業者へ支払われる。	【サービスの利用】 ① 介護保険 申請により介護認定を受け、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づきサービスを利用する。利用料の1割又は2割を利用者が負担し、利用者負担額を除いた額が保険給付として国保連合会を通じてサービス事業者へ支払われる。 ② 総合事業 基本チェックリストを実施し、事業対象者となったら、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づき、事業サービスを利用する。利用料の1割又は2割を利用者が負担し、利用者負担額を除いた額が保険給付として国保連合会を通じてサービス事業者へ支払われる。(利用は、第1号被保険者のみ)	事前	総合事業準備開始 平成28年12月1日 総合事業開始 平成29年4月1日
平成29年2月15日	同上		5 総合事業 ・基本チェックリスト実施情報の管理を行う。 ・他市町村総合事業対象者(住所地特例者)情報の管理を行う。 ・介護保険の保険給付に準じた事務を行う。	事前	同上
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成29年2月15日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	2 番号法第9条第2項 条例で定める事務	2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1(個人番号利用事務表)第3の項	事後	平成28年1月1日条例施行
平成29年2月15日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 ・別表第2の93、94、95 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 ・別表第2の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117	1 情報照会の根拠 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の93、94 ※番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、第47条 2 情報提供の根拠 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117 ※番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条。	事後	修正
平成30年3月23日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 ※番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令	1 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令」という。)	事後	修正
平成30年3月23日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	1 ※番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令	1 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)	事後	修正
平成30年3月23日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	2 情報提供の根拠 ・番号利用法第19条第7号 ・別表第2の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117 ※番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条	2 情報提供の根拠 ・番号利用法第19条第7号 ・番号利用法別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、119 ※番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	修正
平成30年3月23日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①福祉部介護サービス室 ②介護サービス室長	①福祉部介護保険課 ②介護保険課長	事後	組織名変更のため
平成30年3月23日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	岡崎市 福祉部 介護サービス室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6682	岡崎市 福祉部 介護保険課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6647	事後	組織名変更のため
平成30年3月23日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岡崎市 福祉部 介護サービス室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6682	岡崎市 福祉部 介護保険課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6647	事後	組織名変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 【サービスの利用】	①②利用料の1割又は2割	①②利用料の1割、2割又は3割	事後	平成30年8月法改正による
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 小河 敬臣	介護保険課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	全項目追記	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		・サービス検索・電子申請機能から各種届出を受け付ける。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	
令和2年10月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	2 情報提供の根拠 ・番号利用法第19条第7号 ・番号利用法別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、119 ※番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	2 情報提供の根拠 ・番号利用法第19条第7号 ・番号利用法別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、120 ※番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	修正
令和2年10月1日	II しいき値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	修正
令和2年10月1日	II しいき値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第2の93の項及び94の項 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 ・番号利用法別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、120 ※番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2の93の項及び94の項 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、120 ※番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第1に規定された事務 番号利用法別表第1の68項 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令」という。) 第50条 2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1(個人番号利用事務表)第3の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の68項 2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1(個人番号利用事務表)第3の項	事後	
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法別表第2の93、94 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。) 第46条、第47条 2 情報提供の根拠 ・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、120 ※番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (以下略)	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の93、94の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、120の項 (以下略)	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1、対象人数 2、対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(省略) 1 資格管理 ・年齢到達や転入による資格の取得、死亡や転出等による資格喪失、住所地特例対象者の管理など 被保険者の資格管理を行う。 ・被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ・サービス検索・電子申請機能から、各種届出を受け付ける。 (省略) 3 要介護認定 ・被保険者から要介護認定に係る申請(新規、更新、変更)を受付する。 ・要介護認定に係る調査を実施する。 ・要介護認定に係る主治医意見書の作成を依頼し、受理をする。 ・認定審査会を開催する。 ・要介護認定結果を通知し、認定情報を管理する。 4 保険給付 ・介護サービス費、介護予防サービス費の現物給付を行う。 ・福祉用具購入・住宅改修など償還払いの申請書の受付、審査、支給決定、支払等の事務を行う。 ・特定入所者介護サービス費に係る認定申請の受付、審査、認定証の交付等を行う。 ・高額介護サービス費に係る申請書の受付、審査、支給決定、支払等の事務を行う。 ・負担割合の判定、負担割合証の交付等の事務を行う。 ・保険料滞納者に対して給付制限(給付額の減額、支払一時差止め、支払方法の変更)を行う。 ・利用者負担額の減免及び給付等を行う。	(省略) 1 資格管理 ・年齢到達や転入による資格の取得、死亡や転出等による資格喪失、住所地特例対象者の管理など 被保険者の資格管理を行う。 ・被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ・申請書を申請管理システムでの受理。 (省略) 3 要介護認定 ・被保険者から要介護認定に係る申請(新規、更新、変更)を受付する。 ・要介護認定に係る調査を実施する。 ・要介護認定に係る主治医意見書の作成を依頼し、受理をする。 ・認定審査会を開催する。 ・要介護認定結果を通知し、認定情報を管理する。 ・申請書を申請管理システムでの受理。 4 保険給付 ・介護サービス費、介護予防サービス費の現物給付を行う。 ・申請書を申請管理システムでの受理。 ・福祉用具購入・住宅改修など償還払いの申請書の受付、審査、支給決定、支払等の事務を行う。 ・特定入所者介護サービス費に係る認定申請の受付、審査、認定証の交付等を行う。 ・高額介護サービス費に係る申請書の受付、審査、支給決定、支払等の事務を行う。 ・負担割合の判定、負担割合証の交付等の事務を行う。 (省略)	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②システム名称	介護保険システム 収納システム 滞納システム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 保険者専用ネットワークシステム(介護保険保険者支援システム) 要介護認定結果送信システム 課税資料イメージ管理システム サービス検索・電子申請機能	介護保険システム 収納システム 滞納システム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 保険者専用ネットワークシステム(介護保険保険者支援システム) 要介護認定結果送信システム 課税資料イメージ管理システム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の93、94の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、120の項 (省略)	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の93、94の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 (省略)	事後	
令和5年4月1日	II しい値判断項目 1 対象人数 2 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	